

第 1 3 回京都市人権文化推進懇話会

日時：平成 2 4 年 6 月 2 9 日

○吉川部長

ただ今から、第 1 3 回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には、お忙しい中、またお暑い中御出席いただき、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます文化市民局市民生活部長の吉川でございます。よろしくお願い申し上げます。

最初に、当懇話会は、公開とさせていただいております。既にお入りいただいておりますが、市民の傍聴がございますので、御協力の程お願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、西出文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

○西出局長

本日は、たいへんお忙しい中、第 1 3 回京都市人権文化推進懇話会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本市の人権行政の推進に当たり、委員の皆様からの常日頃の多大な御理解と御協力に対しまして、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の東日本大震災から 1 年以上が経ちます。その間、京都市では市をあげて復興支援に取り組んでおり、陸前高田市や石巻市など多くの被災地へ職員を派遣しておりますが、そういった職員から聞いておりますと、やはり、仙台は少し進んでいるようでございますけれども、それ以外のところについては、まだ、瓦れきが集められただけで、取り除かれていない、そういう状態もある面、聞いております。引き続き、継続的な支援の必要性を実感しているところでございます。

原子力発電所の稼働停止の影響等から、今年の夏、また、電力需要が逼迫している

ということで、節電の努力を進める必要もございます。市民の皆様、事業者と行政が一緒になって、節電の取組を進めていこうということで、お願いもしているところでございます。特にピークカットを初めとしたいろんな取組をしていこうということでございます。

それに当たりましては、高齢者等、いわゆる弱者の配慮をして、行き過ぎた規制にならないということも十分配慮をしながら、一方で、都市活力を維持するためのイベント等も自粛をせずに実施をしていこうということ、こういった取組も合わせて行っていこうというところでございます。

先般、新聞報道でも、計画停電の具体的なスケジュール等が示されて、より現実的にいろいろございますけれども、影響も大きいこの計画停電を何としても回避するということで、いろんな立場で、皆さん方にもまた御支援を承れば、幸いです。よろしく願いをいたします。

人権に関わる部分で言いますと、新年度に入りましてから、祇園とか亀岡で、大きな交通事故が発生をいたしました。多くの被害者が発生いたしましたところでございます。こういったことでも、やはり、被害に遭われた方に対するいろんなフォロー、それから、それだけではなしに、その現場を見られた方、それに対する心のケア、こういったことも必要だということを痛感いたしておりまして、昨年条例を制定いたしました犯罪被害者支援にも、ますます取り組んでいく必要があるというふうに感じておりますし、また、命の大切さ、そこから波及します一人一人の人権の大切さ、こういったことも改めて決意をいたしておるところでございます。

京都市では、御承知のとおり、これまでから、「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指して、人権文化推進計画、いろんな取組を進めてきたところでございます。

本日も、平成23年度の取組状況について、御報告をさせていただいて、御意見を賜ればというふうに思っております。

また、今回の懇話会では、前回の懇話会において、御提言いただきました市民の皆

様への人権啓発の取組，それから，京都市職員に対する人権研修の取組，こういったことも御報告をさせていただく予定をいたしております。いろいろ御忌憚のない御意見・建設的な御意見賜われれば，ありがたいというふうに思っております。

本日も，各人権課題を所管いたしております担当部局も出席をさせていただいております。こういったメンバーも含めまして，実りある議論ができますことを御期待申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉川部長

それでは，以下の議事進行につきましては，安藤座長にお願いを申し上げます。安藤先生，どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤座長

委員の皆様，こんにちは。

どうも，暑い。だんだん気候が極端になって，夏と冬しかなくなるのではないかと，日本らしい風情のある春とか秋がだんだん短くなって。この間まで長そで，私は，ジュネーブに長いこと行っていた関係もあって，長そででないとうちが焼けるというか，それが癖で，日本でもそうしているんですけども。まあしかし，この間まで，長そでがふさわしい気温だったら，もう今日は，30度を超えて，真夏日になると，そういう中で，いろんなところから，おいでいただきましてありがとうございます。

今日は，レジュメにありますように，議題は大きく分けて二つ。一つは，昨年度の人権文化推進施策がどのようにされたか，また，どういう問題があったかの御報告を受けます。

それから，前回，委員の間から御指摘のありました啓発・研修はどういうふうに行っているんだと，これも一般市民向けと庁内の職員向けとありますので，その両方について，後ほど資料にまとめて報告いただいて，委員の先生方から御忌憚のないコメント，御質問をいただけたらと思います。

それでは、配付資料について、事務局のほうから、御説明をお願いします。

○吉川部長

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まずは、議題１の資料として、資料１の京都市人権文化推進計画平成２３年度取組実績の冊子がございます。

次、議題２の資料として、資料２「市民啓発事業について」というクリップでとめた資料がございます。

同じく資料３の「企業啓発事業について」というクリップでとめた資料がございます。

さらに、資料４といたしまして、「京都市職員人権研修について」という一枚ものの資料がございます。

資料につきましては、以上でございます。

もし、お手元に届いておりませんものがございましたら、事務局までお申しつけお願いいたします。

次に、議題の説明に移らせていただきます。

まず、議題１につきましては、京都市人権文化推進計画平成２３年度取組実績についての御報告でございます。この取組実績につきましては、平成１７年３月に策定し、平成２２年３月に改訂いたしました人権文化推進計画の第４章「計画の推進」において、毎年度具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行う、と定めていることから、平成１８年度以降毎年度作成し、この懇話会において御報告し、委員の皆様から御助言、御意見等を頂戴しているところでございます。

なお、平成２４年度の事業計画につきましては、３月に開催いたしました第１２回の懇話会において、御報告させていただいたところでございます。

次に、議題２、「人権啓発及び職員に対する人権研修について」でございます。

前回の懇話会におきまして、栗本先生から懇話会の中で各重要課題について、説明

される中で、啓発についても少しずつ触れられているところであるが、京都市総体として啓発がどのようにされているのかについて、一度この懇話会で取り上げていただけるとありがたい、また、併せて、市民対象の啓発だけでなく、職員に対しての啓発というのは、どのようなことをされているのかについても、取り上げていただきたい、との御意見がございましたので、本日の議題として、御報告をさせていただきます。資料の確認と議題についての御説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤座長

ただいまの御説明、お手元の資料を御確認いただいて、何か御質問、コメントありましたらお願いします。

栗本委員が指摘されましたけれど、あれは、委員会全体の意向ですので、誤解のないようにお願いしたいというふうに思います。

それでは、順番に、まず、議題１，京都市人権文化推進計画平成２３年度取組実績、これの御報告からお願いします。

○島崎課長

はい、よろしくお願いいたします。文化市民局人権文化推進課長の島崎と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料１につきまして、御報告をさせていただきます。

本資料では、平成２３年度の実績について、御報告をさせていただきます。

１枚目をおめくりいただきまして、目次がございますとおり、取組実績のほうは、重要課題別の取組と各局区別の取組の二つに分けてでございます。

重要課題別の取組につきましては、人権文化推進計画に掲げます人権上の重要な課題、９つの課題に関しまして、実施をいたしました主な取組を記載しております。

各局区別の取組につきましては、人権文化推進計画や各局区の分野別計画に基づく人権文化の構築にかかわる事業につきまして、昨年度実施いたしました事業の実績を

一覧で掲載をしております。

もう一枚おめくりをいただきまして、右側のページの上の部分でございますが、平成23年度に実施をいたしました取組の事業数につきましては、450事業ということになってございます。

それでは、平成23年度の重要課題別の取組実績をもとに主だった取組について御報告をさせていただきたいと思えます。

まず、資料1-1ページを御覧ください。

各重要課題に共通する事項といたしまして、全般的な取組を挙げております。

主には、市民や企業に対する啓発活動など記載しておりますが、本日、資料にもつけておりますが、「あい・ゆーKYOTO」や「ベーシック」など、人権情報誌を平成23年についても5回発行いたしました。

次に、市民の皆様に参加をしていただきまして、お互いの交流の中で、人権の大切さに気づき、考えていただく機会といたしまして、ワークショップ形式の参加体験型の人権学習会、「和い輪い人権ワークショップ」や、人権に関するイベントといたしまして、「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を開催いたしました。

昨年10月に開催をいたしました「ヒューマンステージ・イン・キョウト」では、約750名の方に御参加をいただきました。

また、企業において、人権尊重を基盤とする企業活動を推進していただくために、その支援を目的といたしました企業向けの人権啓発講座を年間10回開催いたしました。

さらに、年度ごとに、各部局が取り組みました人権にかかわる取組の一部を分かりやすく紹介させていただく「京都市人権レポート」を平成24年3月に発行しましたほか、市民の皆様が抱えておられる人権上の問題の解決に向けて、適切な相談機関に取り次いでいただけるよう、本市の相談・救済に関わる機関や制度のあらましをまとめました「京都市人権相談マップ」を平成23年7月に発行いたしております。

そのほか、交通バリアフリーやユニバーサルデザインの推進につきましても、全庁挙げて推進をしてまいりました。

なお、人権啓発につきましては、後ほど議題２において、詳しく御説明をさせていただきます。

次に、女性に関する事業でございますが、資料１－４ページを御覧いただきたいと思います。

まず、ＤＶ対策の強化につきましては、平成２３年３月に策定をいたしました本市のＤＶ対策基本計画に基づきまして、総合的・計画的に取り組を進めております。特に、平成２３年１０月に開所いたしました京都市ＤＶ相談支援センターにおきまして、ＤＶ被害者への継続的な支援に取り組んでまいりました。

同センターにつきましては、前回の懇話会で御説明をさせていただいたところですが、センターにおける相談状況は１０月の開所以降本年３月までに、来所、電話、訪問等の相談を合わせまして、約８５０件となっております。

そのほか、関係機関やＮＰＯ団体との連携を強化するとともに、被害者の居住の安定、その自立の支援のために、被害者を市営住宅のほうに優先的に入居していただくことや、緊急一時保護施設を運営される団体に対して、家賃相当の助成金をうつ施策などを行っております。

次に、「真のワーク・ライフ・バランス」に関しましては、平成２４年３月に施策推進の根幹となります推進計画を策定いたしました。この「真のワーク・ライフ・バランス」の考え方を市民の皆様によく知っていただくため、「地域デビュー講座」の開催等、啓発に取り組んだところでございます。

そのほか、京都市の男女共同参画センター「ウィングス京都」におきましては、引き続き、男女共同の視点から各種講座の開催や相談事業を実施いたしました。

次に、子どもに関する事業につきまして、資料１－６ページを御覧ください。

平成１９年２月に策定をいたしました「子どもを共に育む京都市民憲章」の一層の

普及促進を図るために、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を平成２３年４月に施行いたしました。この条例に基づきまして、推進協議会を年４回開催するとともに、具体的な実践方針であります「行動指針」の策定や、モデルとなる活動に取り組んでいただいた団体を表彰する「実践推進者表彰」の実施などの取組を行いました。

児童虐待につきましては、増え続ける通告等に対しまして、迅速かつ適切に対応するため、児童相談所の体制の強化を図りました。

また、京都市の南部地域、南区、伏見区を対象とする児童福祉の拠点として、第二児童福祉センターを整備しまして、平成２４年４月に開所したことなどをはじめ、警察等関係機関との連携の強化や、相談・支援へのニーズの増加に対応するため、さまざまな取組を推進したところでございます。

また、家庭で生活できない子供たちをできる限り、家庭的な環境で養育する「里親制度」の普及啓発に取り組むとともに、「こども相談センターパトナ」や、「子育て支援総合センターこどもみらい館」等におきまして、子供の教育上のさまざまな問題や子育ての不安など、市民の皆様が抱えられておられるさまざまな問題に対する相談を実施しておるところでございます。

次に、高齢者に関する事業につきまして、資料１－８ページでございます。

高齢社会の進展に伴いまして、介護者等による虐待など、人権上の問題が生じ、高齢者の生きがいのあるすこやかな暮らしが妨げられている状況が見られます。

平成２３年度の主な事業といたしましては、高齢者虐待を防止するため、地域の関係者や介護サービス事業者を中心といたしました「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センターを中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」等によります取組を進めるとともに、保護を必要とされる高齢者に対しまして、入所施設への措置や緊急ショートステイの活用、また、虐待シェルター確保事業などを行いました。

また、認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある方が、地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行うため、関係団体や学識経験者、京都市で構成いたします「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」におきまして、連携のあり方なども検討を行いましたほか、「成年後見セミナー」や、相談会を開催いたしまして、施策や制度の普及・啓発に取り組んだところでございます。

そのほか、高齢者が積極的に社会参加していただき、生きがいの充実を図っていただくため、皆さんが気軽に参加していただく催しとして、「市民すこやかフェア」などの開催を行いました。

次に、障害のある方に関する事業について、資料１－１０ページを御覧ください。

障害のある方が生きがいを持って働ける仕事場づくりを推進していくため、「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体が協働した取組を推進いたしました。具体的には、障害のある方の就労を支援するために、「就労支援スキルアップ研修会」を開催したり、障害者の雇用企業見学会の実施などを行いました。

京都市役所におきましても、障害のある方を対象といたしました職場実習やチャレンジ雇用の取組を進め、昨年度よりも実施職場を拡大し、１６職場、２０名の方に御参加いただいたところでございます。

そのほか、身体・知的・精神の３障害に対応する京都市障害者相談員がピアカウンセリング機能を活かしつつ、関係団体や支援協議会との連携を図る中で、地域での相談活動を実施いたしました。障害のある方の社会参加、社会活動の支援に取り組んでおるところでございます。

次に、同和問題につきまして、資料１－１１ページでございます。

同和問題につきましては、平成２１年３月に「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」からいただきました報告をもとに、すべての課題につきまして、改革見直しを進めております。平成２３年度につきましても、人権教育啓発活動に精力的に取り組みますとともに、自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務につきまし

ても、着実な推進に努めてまいりました。

また、市立浴場につきましては、民間浴場との料金格差の解消を図るため、平成24年3月に40円の値上げを行いますとともに、より一層の効率的な運営や、将来的な在り方につきまして、検討を進めてまいりました。

次に、外国人・外国籍市民につきまして、資料1-12ページを御覧ください。

平成23年度の取組といたしましては、「京都市多文化施策懇話会」におきまして、多文化共生の地域づくりについて、御議論いただきました。

また、外国籍市民の方に市内の団体が催されるイベントに御参加をいただきまして、多文化で交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」、これを22回ほど開催いたしまして、約840名の方に御参加をいただきました。

そのほか、外国籍市民の方が、安心して医療サービスを受けて、健康に暮らすことができるように、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」の実施や、高齢または障害のある外国籍市民の方が、必要な福祉サービスが利用できるように、外国語によりますコミュニケーションの可能な者が訪問相談や福祉サービスの利用支援を行います「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」等の取組を行いました。

次に、感染症患者等に関する事業といたしまして、資料1-13ページでございます。

平成23年度も保健センター等におきまして、HIV検査を行いましたほか、HIV検査普及期間となる6月1日から7日にかけては、検査相談体制の拡充を図るとともに、「世界エイズデー」である12月1日を中心とした期間には、街頭キャンペーンやポスター掲示、啓発冊子の配布等の取組を行いました。

次に、ホームレスにつきましては、資料の1-14ページでございます。

ホームレスに関する事業といたしましては、自立意欲と能力を有するホームレスの方に対しまして、自立支援センターにおきまして、宿泊場所の提供や就労に関する相

談を中心といたしました社会生活に向けての指導・援助活動を実施いたしました。

また、ホームレス能力活用推進事業といたしまして、常用就労が困難な方に対して、職業訓練的な職の開拓を行い、これに従事された方は１００名となっております。

その他の課題につきまして、資料１－１５ページでございます。

個人情報に対する意識の高まりや、高度情報化の進展など、社会状況の変化に伴いまして、犯罪被害者等のプライバシーの侵害、また、インターネットによる人権侵害など、新たな人権課題に対する対応が求められております。

人権情報誌や市民しんぶん等におきまして、広く啓発に取り組みました。

その他、犯罪被害者に対する取組といたしまして、平成２３年４月に施行いたしました京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、支援センターに設置した総合相談窓口を拠点に相談をはじめとする各種の支援、犯罪により生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供、こころのケア等の支援を行いました。

以上、重要課題別の取組の主な取組につきましては、以上でございます。

各局区別の取組につきましては、後ほど御確認をお願いいたしたいと思っております。

この取組実績につきましては、今後、人権文化推進課のホームページで公開をし、広く市民の方にも周知していきたいと考えております。

議題１につきましては、以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございました。

これは、事前にお送りしていただいているんですけど、非常に情報が多岐にわたり、しかも細部にわたりますので、ただいまの御説明を含めて、委員のほうで何かお気づきの点がありましたら、忌憚なく御発言いただきたいと思います。

それでは、栗本委員。

○栗本委員

全体に、残念ながらパッチワーク的な感じがどうしてもしてしまうんですけれども、結構、繰り返し言っていることなので、この冊子の構成について、ぜひ見直していただきたいなと思います。

1点、具体的な事柄で質問なんですけれども、同和問題1－11の丸の三つ目の記述がよくわからないんです。

人権教育・啓発の推進についてというところで、4行ほどの文が書かれていて、市民と企業への啓発の一体的な取組となっているのですが、何が対象になっているのか、よくわからないんです。ほかのいわゆる重要課題については、大体、いずれも一番最後のところに、例えば、感染症患者等に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に記事にした。ホームレスに対する理解と関心を深めてもらうことを目的にこれこれしたというふうな文が挙げられているので、同和問題も推しはかるに、同和問題に対する理解を推進するためということなのかなというふうに思うんですが、そこが明確に書かれていないので、啓発・相談活動を効果的に実施するためというのは、何の啓発なのか、何の相談なのかというのがつかめないんですね。上の二つというのは、どちらかというと、同和行政終結後の行政のあり方総点検委員会報告書というのに対応した、どちらかと言えば、国家レベルの施策を取りやめていったというふうに関わるものかなと思うんですが、その行政のあり方について、改善すべき点というのがいろいろあったというふうなことも報告されているので、同和問題そのものが、決して、終結したとか解決したというところがない以上、啓発というのは、非常に重要な点だと思うんですが、それがなぜか、同和問題に関しての記述が非常に何か持って回った印象を受けまして、なぜ、そういうふうな記述になってしまっているのか。もっと、いまだ解決していない同和問題についての市民に理解を求めるためというふうな記述があってもいいのではないかなと、非常に違和感を覚えました。

○安藤座長

はい、ありがとうございました。

石元委員，何か。

○石元委員

栗本委員と同じところですが，人権教育・啓発の推進についてのこの４行の文章は，ちょっと意味がわかりにくいですね。主語は，ちょっと唐突過ぎて，目的語もないと思われるので，一つの文章になっているんですが，非常に意味が取りにくい。それから，一般的に人権教育というと，多くの人たちは学校での教育を考えます。それで，人権啓発というと，広く市民を対象にというイメージを持つんですけども，ここでは，人権教育・啓発となっていますので，学校教育と市民に対するさまざまな啓発をイメージしますが，学校については，全然触れられていないんですね。

もう１点，どうして同和問題のところで人権教育・啓発の推進となっているのか。これだと，もっと前の１－３の全般というところで，人権全般に対する教育と啓発として，同和問題のところだったら，同和問題に対する理解を深めるための教育・啓発という，こういう立て方のほうがスッキリするかと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかの委員もありましたら。

坂元委員，どうぞ。

○坂元副座長

一つは，女性のところで，１－４のところに，平成２３年１０月にＤＶ相談支援センターが開所されたと。そこで，約８５０件の相談事業があったということなんですけれども，その中で，例えば，民間シェルターを使って対応せざるを得ないような案件が，どれぐらいあったかどうか，それが，１－４の二つ目の丸のところにありますけれども，民間シェルターに家賃相当の補助を行っている件について，以前，お聞きをしたときに件数それほど多くなかったような気がするわけですね。だから，それだけの相談利用数がありますと，もう少し，その相談利用数の中で，民間シェルターを使って対応せざるを得ないものがあるとしたら，そういう補助というものを拡大する

必要もあるのかなと思ったりしたんですが、そのあたりの事実関係、少し教えていただきたいというのが、第一の質問です。

それで第二の質問は、いわゆる外国人・外国籍の人のところ、1－12の丸ポツの3番目で、「医療通訳派遣事業」という、これが、どういう形でなされているのかというのをちょっと知りたいと思いました。

愛知の場合は、NPO法人がこういう医療通訳派遣事業というのをやっていたと思いますけれども、ここで、協定を結ぶ4病院にというのは、京都市とその4病院が協定していて、そして、英語、中国語、韓国語、朝鮮語の医療通訳者を派遣したという意味なのかどうか。これは、京都市そのものがやっているのではなくて、どこかNPOを使ってやっているのかなと思ったりしているんですけれども、その際に、こういう通訳者の登録数とそういう通訳者の方のスキルアップの問題ですね。研修等、どうやって行っているのかということ。これは、医療の現場の話で、誤訳とかそういうことがあると、いろいろ大きな問題になるんですけれども、先ほど御紹介した愛知のやつはですね、実は、NPOは誤訳等について、責任は一切負いませんというものがあつたものですから、法務省の他主要な省庁でもそういう通訳の問題が必要になるものですから、だけど、国としては、そういう形のNPOとは絶対契約締結できないといえますか、国レベルの関係ですと、本当にそういうような部分があつて、そういうことはやってはいないんですけれども、そういう協定の中に誤訳とかなんとかについては、どういうふうに書かれているとかという点も、少し細かく説明してほしいということと、対象語学が英語、中国語、韓国語、朝鮮語になっておりますけれども、例えば、日系ブラジル人の人たちがニューカマーとしてしているというような場合に、多言語化ということなんですけど、多少必要になるかなと思うんですが、ポルトガル語とかそういうもののニーズがあるのかどうか、あるとしたら、どういう対応を将来的に考えていこうとされているのかという点についても、併せてお聞きしたいと思います。

○安藤座長

はい、ありがとうございます。

ほかに、お気づきのことがありますか。重野委員お願いします。

○重野委員

全体的に幾つか重点項目について、質問させていただきたいんですが、1－4の女性につきまして、昨今、DVというのは、女性だけではなくて、男性に対するDVも話題になっているんですが、京都市では、どのような状況であるのかというのを現場の担当の方に教えていただきたい。

ウイングスで、男性のための相談をされているんですけども、どれぐらいの件数があるのかというのを知りたい。もし、ニーズがあれば、そういった対応も必要なのではないかなと思います。神奈川県とか、ほかの県は試されている地域もある。その辺について、教えていただきたい。

それから、1－13です。感染症につきまして、主にHIVを中心に書かれていたんですが、ちょっと感染症の中で心配なのは、結核に関する項目なんですけれども、以前、京都市は、結核罹患率が全国平均を上回っているという報告がされていたかと思うんですが、今年がキャンペーンの最終年度だったと思うんですが、どのぐらい結核の罹患率が下がっているのか、もし下がっていなかったら、今後、どういう課題があるのかというのを教えていただきたいです。

それから、全体的なお願いなんですが、人権の相談マップというのを7月に発行されているんですが、私NPO多文化共生センターで、外国人の支援をしているんですが、ぜひ、外国人にもこういった相談窓口のアクセスを開いていただけたら、うれしいと思っています。

ただ、マップだけを多言語化されても、多言語の相談員がいないと相談できないということもありますので、ぜひ、そういった相談窓口を外国人の方にも少しでもいいから開いていただきたいと思います。

そこが、もう少しやっていただけたらうれしいです。

それから、この7月9日に在留管理制度という大きな国の制度が、外国人に関する制度が変更になりますが、京都市のサイトのほうでは、住民票に関して、説明が挙げられているんですが、国民健康保険に関しての制度改正について、まだ、京都市さんでは紹介されていなかったんですね。1年以上の在留資格の方は、国民健康保険、取得できるというのが以前だったんですが、9日から3カ月以上と適用が変わりますので、できましたら、そういった情報は、重要な情報ですので、できたらネット等で早めに告知していただけたらうれしいなと思います。

以上です。

○安藤座長

どうもありがとうございます。桑原委員どうぞ。

○桑原委員

よろしくお願いします。

まず最初は、高齢者のところで、前回、平成24年度の事業計画の中に、成年後見制度について、これは地方自治体が関与するという意味で非常に結構なことであります。成年後見支援センターという市の施設が設置されるというように書いてございましたが、どのような事実調査を事前にしておられたのかをお教え頂きたいと思います。

第2番目は、資料ですけど、1-10のところに障害者住宅の問題で御座います。京都市の政策の現状についてお教え頂ければ、と思います。

三つ目は、京都市の人権文化推進計画平成24年度事業計画に掲載されている政策が人権文化とどう関係しているのか、ご説明願いたいという項目が、幾つかあるんですね。

例えば、2-36ページ、ナンバー1のところに、歩道の段差や勾配の解消を図りいろいろな人にとって暮らしやすい社会を実現するというのがございます。そういう場合、人権文化推進という関係では、どういう形で説明されるのかなあと。もう一つ、

2-72ページのナンバー2，地下鉄駅施設の整備というのが載ってまして，これは，烏丸御池駅の一般旅客用トイレを全面改修し，出入り口部分の段差解消や洋式トイレの設置を行ったと書かれていますが，前半部分は，障害者のことを意識したからだと思うんですけども，それ以外の改修は人権文化とどう関係しているか読めばいいのか。ほか幾つかあるんですけどね。僕が問題にしたいのは，この懇話会で取り上げている根本的な概念，人権文化というものをどのように土台として理解して，これを政策として書くのかと質問させてもらいたいと思いますけど。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかに，委員のほうからございませんか。

これも，私の特殊な問題なんですけれども，実は京都市も在日外国人が徐々にある程度増えてきて，学齢期の子供，そういう在日外国人家族，これは，実は日本全体の大問題なんだけれども，彼らが親とは自国語でしゃべる，友達があれば友達とは日本語でしゃべるんだとは思いますが，学校で言葉を通した知識獲得のレベルにはなかなか達しない。ということは，学校へ行かなくなるんです。

で，それは，必然的に，特に少子高齢化が進んでいる日本では，そういう若者が望ましくない方向へ走る。いわば犯罪予備軍とは言いませんけれども，それを放置している。これは，本当は国としてはっきり政策を打ち出して対処しないといけないんだけれども，現実には，各自治体に振り分けて，自治体によっては，できることから手をつけている部分もある。京都市の場合，その問題をどういうふうに認識して，対処されようとしているのか，もし，何か情報がありましたら，お聞かせいただけたらと思います。

ほかに，はい，どうぞ。

○石元委員

子どものところなんですけれども，里親について書かれているんですが，確か京都市は，施設養護が多くて，里親の養育が率でいうと政令指定都市と都道府県のランク

のかなり下のほうになっていたと思います。里親の開拓が進まず、里親登録数がなかなか伸びない。要するに、子供とのマッチングということを考えると、里親登録が多いほど、適切なマッチングができて、里子にとっても、里親にとっても、いいわけなんです。どうしても登録数が伸びない。ところが、全国的に見ると、里親への委託児数は増えているんですね。しかし、その中身を見ると、1人の里子を育てている登録里親に追加的にもう1人、もう2人と、要するに登録里親に多くの子どもの面倒を見てもらっているという状態です。私も里親登録をして、里子を育てたことあるんですが、もういい年ですので、これから里子を受け入れるのは難しい。でも、最近も児相から里子を引き受けないかという電話がかかってきました。要するに、新しい里親を開拓するのではなくて、既存の登録している里親に頼み込んで、プラス1人というふうな形でやっているというのが現状ではないかと思うです。

ですから、新たな登録者をどのように開拓しようとしているのかということと、それから、ここで、訪問等による里親支援というのがありますけど、京都市がどうかというのは、よく知らないんですが、私が見ていて、他の市や府県では里親家庭に丸投げのような形です。きちんとした里親支援や、里親家庭を訪問して、様子を聞いたりだとか、いろいろと相談に乗ったりだとかということが十分に行われていない。また、里親のほうも、何か問題を抱えていたり、悩みを持っていることが児相にわかると、里子を取られるのではないかと、しんどいところを児相に相談しないということもあって、それが、里親による里子の虐待死のような事態につながっていくのではないかなと感じます。要するにお聞きしたいのは2点なんですが、京都市では里親の開拓、新たな里親登録者をふやす取組をどのようにしているのかということ、それから、里親委託の開始前の里親へのいろいろな研修や、開始した後の里親支援ですね、これらをどういうふうに行われているのかということをお教えいただきたいということです。

○安藤座長

はい、ありがとうございます。

まだ、あるかと思いますが、かなり、具体的な問題、それから、桑原委員の場合は、非常に根幹的な問題を指摘されていますので、とりあえず、今までのところで、人権文化推進課とか関連部局からお答えいただけたらと思います。

○島崎課長

すみません、そうしましたら、人権文化推進課のほうから、所管にかかわる部分について、お答え申し上げます。

栗本委員のほうから、繰り返し御指摘いただいております施策等がこの冊子の表し方もそうなんですけど、施策等が一本貫くものがないといいますか、体系的なものになっていないのではないかという御指摘と受けとめております。

これにつきましては、今の計画が平成26年度までで、平成27年度からは新しく策定をするという作業に今後入っていきますので、そうした作業の中でそうしたものにできるようには努めてまいりたいと。今の次年度の計画の立て方等からできるところはやっていこうと思いますが、その辺は御指摘を踏まえて、やってまいりたいなというふうに思います。

それと、栗本委員、石元委員のほうから御指摘いただきました同和問題に関わる表記の部分はまさしく御指摘のとおりでございまして、非常にわかりにくい、何を目的として啓発を進めているのかという部分が抜け落ちておりますので、これは、石元委員おっしゃったように、広く人権教育・啓発であれば、一番前の全般に掲げることでございますし、同和問題というのは、解決はしておりませんので、その市民的理解を深めていくための啓発を目的にやっておるわけでございますので、そうしたことをはっきりとここに書きこむべきでございました。これは、御指摘のとおりでございます。

それと、あと、桑原委員のほうで、非常に広い内面的なお話の中で、特に人権文化との関わりがわかりにくい施策としまして、道路段差とか、あるいは地下鉄のトイレの段差解消の話、これは、概念が非常に大きなものでございまして、各局区でも人権文化推進課でも、統一でこういう形のものになるということが設けてないのと合わせ

て、各局区ごとの捉え方も多少ばらつきが結果としてございまして、この段差解消につきましては、広くバリアフリーと申しますか、障害を持たれた方、あるいは高齢者の方に優しいまちづくりを進めるということでの視点で、そこのほうは挙げてきたものだと考えております。

人権文化推進課にかかわる部分については以上でございますが。

○安藤座長

半分、2のところにも議題2にも係るんだけど、せっかく具体的な御質問が出ていますので、必要あれば、多少2のほうにも触れながら、お答えいただけたらと思います。

○寺井課長

男女共同参画推進課長の寺井と申します。よろしくお願いします。

坂元副座長から御質問いただきましたDVセンターの利用に関する件でございます。10月に開所しまして、3月末までの半年で844件御相談がありまして、かなり増えているということで、潜在化していたものが顕在化してきたのかなというふうに思っております。

その中で、いろんな相談がありますけれども、相談だけで終わってしまうケースもありますれば、保護命令まで出さなければならないというケースも、何件かございました。その中で、隠れなければならない、どこかに避難しなければならないという方はいらっしゃいましたけれども、その中のどちらかと言えば、多くの方が、身寄りの方、加害者から隠れているんですけれども、子供さんであるとか、親戚とか、そういう知っている人のところに、あるいは知人のところを含むんですけれども、行かれるケースが多かったように思います。

その中で、実際に民間シェルターを利用された実績というのは、延べ日数で半年の間で20日間、4世帯の方が御利用したという状況でございます。実際、今、家賃相当の補助をしております民間シェルター3部屋用意、確保しているんですけれども、

それが実際、足りなくなるというケースは今のところ、幸いにございません。

それは、また、府のほうに家庭支援総合センターがございますので、そこが一時保護の施設となっておりまして、そこに延べ日数で150日ぐらい入っておられるのがございますので、そちらでもだいぶ救われるのかなという気がします。

今後、ちょっとまた状況を見まして、必要な対処をしてまいりたいと考えております。

それから、重野委員から御質問いただいていました男性に対するDVの状況です。大変申しわけないですけれども、詳しく状況はつかんではないんですけれども、まずは、DV支援センターに対して、この半年間で男性の方からDV相談は実人員で7人の方から相談というのがございました。これは、詳しく把握しておりませんけれども、ほぼ全部被害者、男性であるけれども、被害者であるということで相談に見えたということ聞いております。

そのほかに、委員おっしゃっていましたが、ウイングス京都のほうで、専門相談、男性のための専門相談をやっております。これは、平成22年度の実績は46件だったんですけれども、平成23年度、枠を増やしたということもありまして、ニーズがありましたものですから、平成23年度は107件の相談でした。

これについては、この部分だけのパーセンテージが出せていないんですけれども、もちろん被害者という相談もありますけれども、加害者としてのこんなことをしてしまったというような相談も半分程度はあったというふうに聞いております。

以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかに。はい。

○富田課長

失礼します。教育委員会学校指導課の富田と申します。よろしくお願いいたします。

安藤座長のほうから、在日外国人の教育について、御質問がございました。近年、

介護職であるとか看護職であるとかということで、海外から日本に来られる親御さんについて、子たちが、小中学校のほうに就学をしているという例がございます。

活動のところ、ちょうど、２－７８ページの９になろうかと思えますけれども、京都市におきまして、小中学校に在籍する外国人児童・生徒に対して、言語や生活習慣等に配慮したきめ細かな指導という形で、具体的には、日本語教育の設置であるとか、日本語指導ボランティアの派遣、それから、初期日本語指導員の派遣、それから、通訳ボランティアの派遣ということで行っているわけなんですけれども、これは、本市、それから京都府の協力を得ながらということで、行っているところでございます。

安藤座長の御質問がありましたが、国についての施策でございますけれども、ちょっと正式な名称は、この場では忘れてしまいましたが、委員会のほうを設置しまして、国において、外国人教育をどう進めるかということで、委員会を文科省のほうで設置しておるということで聞いております。生徒さんを抽出して、その生徒さんに対して教育を行っていくのか、あるいは、その教室で行っていくのかということで、今後、その委員会の動向についても教育委員会として、注視していこうというふうに思っております。

以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかに、お答えいただける方。

○石橋課長

保健医療課の石橋と申します。よろしくお願いいたします。

結核に対しての御質問がございましたのでお答えさせていただきます。

京都市の結核の状況は、全国の平均よりも若干高い状態がふえております。年々御病気になる方は減ってはきておりますが、特に、高齢者の方が７０％以上を占めておりまして、京都市の特徴かと思われます。

対策といたしましては、保健センターのほうで、御病気になられた方がわかりまし

たら、すぐに入院に必要な方については、医療のほうの勧告をさせていただいて、その後、その方から感染した可能性のある方々にも人権に配慮しながら、感染が広がらないように、速やかに対応をしております。

また、9月に結核予防週間がございますので、市民の方対象に、高齢者の結核についての講演会を実施いたしました。

また、高齢者施設の職員様に対して、御高齢者の結核についての講演会のほうも開催しております。

また、医療機関の先生方に対しても、早期に高齢者の方の結核を発見していただきたいというような講演会等も開催しております。

以上でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

○菅沼課長

国際化推進室の菅沼です。よろしくお願いします。

坂元委員の御指摘の1－12外国人・外国籍市民の中の三つ目、「医療通訳派遣事業」ですけれども、これの実際の通訳の派遣は、実はここに委員でいらっしゃる重野委員の「多文化共生センターきょうと」でやっておりますして、スキームとしては、京都市が国際交流協会のほうに委託しまして、協会とNPOの「多文化共生センターきょうと」とそれから、国際化推進室、この3団体で協定を結んで派遣するという、こういう形にしております。

それで、2点目で、スキルアップとか養成施設ですけれども、定期的に養成講座、研修等を開催してまして、私も一度この研修のほうに参加させていただいたんですが、実際、中国人の通訳の方と保健師の方が一緒になりまして、非常に細かい医療用語の訳し方とか、そういうのをされていますので、スキルアップ、人材の研修等についてもされております。

それから、3点目の多言語、今、3カ国語をやっているんですけども、京都市内は、工場とかがありませんので、日系のブラジル人の数が非常に少なく、京都府下ですと結構いらっしゃるんですけども、現在のところ、そういうニーズがないという状況です。

それで、数で1,474名となっておりますけれども、圧倒的にやっぱり中国語のニーズが多い。具体的には、やはり、中国帰国者ですね。残留邦人として帰国された高齢の方は、やはり、中国語が母国語、日本語もなかなかできないということで、このニーズが高い。2番目が英語でありまして、ハングルについても、ほぼ1ケタ台という状況でございます。

それから、加えて重野委員のほうから、国保の改正、1年以上から3カ月以上に変更になった点ですけど、今ちょうど訳語等の訂正のチェックを今うちのほうでやっておりますので、間もなく配信というか、ホームページ等で配付される予定になりますので、ちょっと遅れましたけれども、少々お待ちください。よろしくお願いします。

○安藤座長

ありがとうございます。里親の質問についてお願いします。

○志摩課長

失礼いたします。保健福祉局児童家庭課の志摩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

石元委員のほうから京都市における里親制度のPR活動、または里親さんに対する支援についてということで、御質問を頂戴しております。

この場をお借りまして、少しPRといたしますか、里親制度についてなんですけれども、里親さんは、何らかの子供の家庭の事情で、家庭での養育ができなくなった、困難になった、そういった子供を、家庭に代わって、社会的に育てていく、社会的養護というふうな呼び方をいたしますが、社会的養護の一つの施設といたしますか、機関でございませう。

児童養護施設とか、乳児院、こういった施設と並びまして、社会的養護の一役を担っていただいております。

現在、国のほうでも、子ども子育てビジョンの中で、平成21年度に全国で10.4%、これが、社会的養護の措置を行っている子供に占める里親の委託率ということなのですが、これを平成26年度までに16%に引き上げる。その里親の委託を進めていくという、その具体的な目標が示されております。

さらに、昨年度、示されました里親委託ガイドライン、こういった中では、社会的養護の子供については、家庭的な養護が望ましいということで、里親委託を優先して検討するんだというふうな、より強いスタンスを示しているところでございます。

京都市におきましては、委員から御指摘をいただきましたとおり、こちら、平成22年度の数字でございますが、全国平均で、先ほど申し上げました里親委託率が12.0%でございますが、京都市におきましては、6.3%ということで、全国平均を下回っておる状況でございます。こういったこの要因といたしましては、京都市内、児童養護施設が8カ所、乳児院が2カ所ございまして、施設が一定充足をしているという状況を合わせまして、里親委託について、対象となる子供の家庭、保護者が、言えば、子供を取られてしまうのではないかというふうなイメージを持たれる。なかなかその保護者の理解、施設入所を理解させるのもなかなか難しい状況がございますが、里親については、一層、難しい状況、こういったことも背景にあらうかなと。

一方で、里親のなり手、希望をしていただく方につきましても、一時的に養育をするのではなくて、養子縁組を前提とするようなそういうことを視野に入れて、里親になりますよということで希望していただくケースが多い、こういった元の家庭と里親さんになっていただく方々の御家庭との意識のギャップといたしますか、不一致といったようなことも委託率が上がらない一つの要因ではないかというふうに考えております。

すみません、前置きが長くなりますが、そういった中で、委員も御指摘いただきま

した、まずはその里親さんをたくさん開拓をするというのが、里親委託をアップする大きな原動力になろうかと思いますが、まず、これにつきましては、この里親制度、これを広く市民の皆様に認知、認識をしていただく、合わせて、その中で、興味を持っていただいたり、さらに踏み込んで話を聞いてみようかな、登録してみようかなという方々を少しでも増やしていくということが、重要かと考えております。

そういった意味で、ごくごく一般的なPR活動にはなりますが、機会をとらえまして、市バス、地下鉄の車内ポスター、今日は、私、地下鉄に乗りましたら、ポスター、東西線のほうには掲示をしていただいております。

そういったことですか、こういったようなチラシ等を作成いたしまして、いろいろな機会でもPRの活動に努めさせていただいているところになります。

そうした里親さんの支援ということですが、これにつきましては、平成23年度の取組で御報告をさせていただいております。昨年度新たに里親支援の事業を新規で実施をいたしました。その大きな一つといたしまして、児童養護施設に里親支援の取組を事業として委託をいたしまして、現に子供を養育していただいている里親さんの各御家庭に訪問し、いろんな、日ごろ養育していただく中での悩みごととか、相談ごと、こういったものを聞いていただき、継続して支援をしていただく。また、こういった内容を、保護措置を行っております児童相談所と連携して、悩みを解消していく、そういった体制を新たに作ったところでございます。

これにつきましては、本年度も引き続き、実施をしております、里親さんが安心して子供を養育していただける環境づくりに取り組んでいるところでございます。

すみません、以上でございます。

○安藤座長

はい、ありがとうございました。

○出口課長

失礼します。障害保健福祉推進室の出口と申します。よろしくお願いします。

桑原委員のほうから、お話がございました障害者の住宅についてという御質問でございます。障害者の環境につきましては、いろんな取組をたくさんやっております。それで、大もとですけど、障害者基本法におきまして、すべての国民が、障害があるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するというのを目的としております。

おっしゃられました住宅につきましても、障害がございまして、住みなれた地域で暮らしていく、地域で生活していくというようなことは非常に重要なことございまして、重点課題別の部分については、ちょっと書きもらしておりますけれども、局区別のほうで若干触れさせていただいておるんですけれども、2－24ページ、2－25ページあたりでございますけれども、13番で、障害者の法律・結婚・住宅等の相談事業の充実ということで、住環境につきましての相談、具体的には、身体障害者団体連合会というところに委託しまして、実施を、相談事業をやります。ほかに次にページの22番に書いてございます「いきいきハウジングリフォーム事業」ということで、住宅の改修、手すりであったり、段差解消であったり、そういったものの一部助成をやったりとかしております。

あと、ちょっとここにはございませんけれども、都市計画局との共管になってきますけれども、市営住宅の優先入居とそういったものもやっていまして、これ以外にも今、生活を支えるためのいろんな施策に取り組んでいるところでございます。よろしくをお願いします。

○安藤座長

ありがとうございました。はい。

再質問ないし、ほかの新しい御指摘もあるかと思っておりますけれども、ちょっと時間の配分上、議題2のほうに移らせていただきます。

まず議題1でカバーできないといったもので、議題2でカバーできる問題も随分あると思いますので、よろしく御了解いただきたいと思います。

それでは、議題２のほうについて、市のほうから御説明いただきます。

○黒川課長

人権文化推進課の啓発を担当しております黒川と申します。よろしくお願いします。

それでは、早速ですが、議題の人権啓発職員研修のうち、人権啓発事業につきまして、市民啓発、企業啓発の順で御説明させていただきます。

お手元の資料２，市民啓発事業について，を御覧ください。

市民啓発事業につきましては、京都市人権文化推進計画に基づき、日々の暮らしの中に人権を大切に尊重し合う習慣が根づいた人権文化の構築を目指して、市民の皆様に向けて、広報、学習機会の提供、自主的な取組の支援、学習施設の活用の四つの柱で人権啓発事業を推進しております。

まず、広報について、御説明いたします。

当課では、市民の皆様向けに「あい・ゆーＫＹＯＴＯ」という人権情報誌を発行しております。お手元の資料の中に女性が表紙に出ているカラーの冊子があったと思います。それが、「あい・ゆーＫＹＯＴＯ」です。発行は憲法月間である５月，人権強調月間である８月，人権月間である１２月の年３回で，うち５月と１２月は企業向け人権情報誌「ベーシック」との合併号としております。発行部数は８月の単独号は約１万部，合併号は約２万部で，区役所，支所，図書館等の市の施設や，市内の大型書店，市営地下鉄の一部の駅構内などで，配架しております。

内容は、著名人の方に対するインタビュー記事である「輝きピープル」，人権関連の行政施策などを主に紹介する特集，市内で活動する人権に関わるＮＰＯ法人の団体を紹介する「京にはばたく」，その他市内各区での人権関連の催し物の案内など，全８ページで構成しております。過去の発行内容は，資料２－１のとおりとなっております。

次に，啓発ポスターの作成でございますが，資料２－１の裏面にある資料２－２のほうを御覧ください。

上は、今年５月の憲法月間に作成したポスターです。使用している写真は、後で説明いたします本市の公募事業である「人権“ほっと”写真（フォト）」の入賞作品になっております。

同様に、下のほうは昨年１２月の人権月間に作成したもので、両ポスターとも約１万３，０００枚作成し、市内各所にある市政広報板などで掲示しております。

次に、学習機会の提供について、御説明いたします。

資料２－３を御覧ください。

本市では、主に若年層への啓発を目的にトークやライブなどを通じて、楽しみながら、人権について考えていただく「ヒューマンステージ・イン・キョウト」というイベントを開催しております。

昨年度は、東日本大震災の被災地へのチャリティ活動や発展途上国での学校建設などの社会貢献活動に取り組んでいるシンガーソングライターの川嶋あいさんのお話とライブを行いました。スペシャルゲストとして、森脇健二さんも出演するということもあり、幅広い年代層の方から定員を上回る御応募、募集人員９００人に対して応募が１，１４０人という結果となりました。

次に、資料２－４を御覧ください。

これは、「和い輪い人権ワークショップ」という参加体験型の学習会の募集チラシになっております。年間４回開催し、さまざまな人権テーマについて、ワイワイガヤガヤ楽しくおしゃべりをしながら話し合っただき、さまざまな考え方、見方があることを学んでいただくことを目的の一つとしております。昨年度は、裏面に記載されておりますテーマで開催いたしました。

次は、市民公募事業の実施です。資料２－５及び６のほうを御覧ください。

資料２－５は、「人権“ほっと”写真（フォト）」という公募事業のチラシです。

これは、人権の大切さが感じられる、心が温まる、ほっとな写真を募集するもので、入賞作品は先ほども申し上げましたが、啓発ポスターで使用させていただいております。

す。

資料２－６につきましては、四字熟語・人権マンガという公募事業のチラシで、A４版の用紙に書いたマンガに四字熟語をつけた作品を募集するものです。入賞作品は、卓上カレンダーやメモ帳などの啓発物品に使用しております。

いずれの公募事業も作品の制作過程において、また、でき上がった作品を通じて、改めて市民の皆様の人権について、考えていただくことをねらいとしております。

次に、資料２－７を御覧ください。

京都人権啓発ネットワーク協議会では、本市、京都地方法務局、京都府、京都府人権擁護委員連合会、京都府・市社会福祉協議会が構成メンバーとなっている組織で、互いに連携、協力して、人権啓発を行っています。

主な事業としましては、合同の街頭啓発のほかに、市内の小学校や幼稚園などに花の栽培セットを配布し、子供たちが協力しながら花を育成することを通じて、命の大切さや相手への思いやりなどの豊かな人権感覚を育むことを目的とした人権の花運動や、京都サンガF.C.の公式戦に小学生を招待し、児童とともに啓発物品の配布や人権開発標語が入った横断幕を掲示しながらピッチを行進する、スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動などです。

また、当課の取組以外に、市民の皆様により、身近な機関である区役所・支所等におきましても、自治連合会など、地域のさまざまな組織との連携により、より地域に密着した啓発事業を行っております。

次に、自主的な取組への支援について、御説明いたします。

今、御覧いただいた資料２－７の裏面にある資料２－８人権啓発活動補助金の募集チラシのほうを御覧ください。

本市では、市内で活動する市民団体やNPO法人等が自主的に実施する人権啓発活動に対し、補助金を交付する制度を設け、その活動を支援しております。

補助金の額は、補助金の対象となる経費の２分の１以内で、１活動当たり１５０万

円を上限としております。昨年度につきましては、２３件の応募がありました。

補助金以外の自主的な取組への制度といたしましては、人権啓発サポート制度というものがあります。これは、市民の皆様のグループで、１０人以上お集まりいただいた場合、講師の紹介やビデオ、ＤＶＤの貸し出し、啓発冊子などの研修費用の提供等を行い、自主的に行う人権研修及び啓発活動を支援する制度です。企業啓発にも同様の制度がございます。

最後に、学習施設の活用について御説明いたします。

資料２－９から１２のほうを御覧ください。

本市には下京区に柳原銀行記念資料館、北区にツラッティ千本という人権資料展示施設がございます。両施設とも悲劇の歴史や文化を中心に常設展示を行っておりますが、年２回、企画展等を行うことにより、さまざまな人権課題についても取り上げ、また、研修等も受け入れることにより、来館者にさまざまな人権課題について学んでいただけるよう努めております。

市民啓発事業の説明は以上でございます。

続きまして、企業に対する企業啓発事業について、御説明いたします。

企業啓発事業につきましては、企業に向けた人権啓発を実施し、公正な対応に人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における気風の醸成を促すことで、企業の持続可能な成長を支援するとともに、従業員や顧客をはじめとする企業に関わるすべての人々の人権が尊重される取組を支援し、人権文化が息づくまちづくりの構築につなげます。

具体的には、人権文化推進計画、企業啓発及び企業における取組の支援に掲げる方針により、次の四つの取組を通じて、企業に対する啓発や企業の自主的な取組に対する支援を積極的に推進しております。

まず、広報について、御説明いたします。

市民向け同様、企業向け人権情報誌「ベーシック」を５月の憲法月間、９月の障害

者雇用促進月間，１２月の人権月間の年３回発行しており，うち５月と１２月は先ほども申し上げましたが，市民向け人権情報誌「あい・ゆーＫＹＯＴＯ」との合併号としております。

企業向けには約１万部発行し，市内に事業所のある企業約６，０００社に郵送するとともに，市政案内所，区役所，支所，図書館，市営地下鉄の一部の駅構内等に配下しております。

「ベーシック」は，２０１１年９月発行分がお手元のほうにございますが，１２ページの雑誌で，主に企業に向けて人権に関わる取組などについての情報提供を行う特集，市内企業の人権に関わる独自の取組をインタビュー形式で紹介する「我ら企業市民」，企業向け人権啓発講座や人権に関する催しの開催，市の施策等について，情報提供するお知らせなどを掲載しております。

次に，学習機会の提供について，御説明いたします。

企業の経営者層，総務・人事責任者，研修担当者などを対象に，企業向け人権啓発講座を年１０回開催しております。さまざまな人権課題を取り上げ，参加者に現況を知り，対応について考え，企業内における人権尊重の風土作り及び企業と社会の持続可能な成長に役立てていただくことを目的とした講座になっております。

平成２３年度には，女性，ＣＳＲ，外国人等もテーマにし，年間で７０３名の方々に御参加いただきました。内容，講師等詳しくは，資料３－２のほうを御覧ください。

今後も，さらに多くの方に御参加いただけるように，企業のニーズに則した人権課題を取り上げ，広報の方法等も工夫することにより，企業みずからが社会に及ぼす影響の大きさを真摯に受けとめ，その内外において，人権を尊重した活動を行い，社会とともに持続可能な成長を遂げることができるよう取り組んでまいります。

次に，企業に対する啓發文書の送付について，御説明いたします。

毎年５月の憲法月間に，企業が応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を行うことをはじめ，人権尊重を基盤とする企業活動の推進を促すことを目的に，資料３

－ 3 の啓發文書を送付しております。

また、毎年 8 月の人権強調月間に合わせて、京都市も構成員となっている京都人権啓発行政連絡協議会で企業内人権啓発推進員の設置についての依頼文を送付しております。これらの啓發文書は、5 月及び 9 月に発行する人権情報誌に同封する形で、市内の約 6, 0 0 0 社の企業に送付しております。

最後に、企業の自主的な啓発活動について、御説明いたします。

市内に事業所がある企業が自主的に行う人権研修及び啓発活動の支援としまして、研修企画、運営相談、講師の紹介、ビデオ等の貸し出し、研修資料の提供等を行っています。

人権啓発サポート制度の概要は、資料 3－4 京都市人権啓発サポート制度要綱のとおり、平成 23 年度には、講師派遣が 18 人、冊子等の提供が 3, 750 冊、ビデオ等の貸し出しが 79 本ありました。

平成 19 年 4 月に開始された事業ですが、年々増加傾向にあり、企業みずからが企業内研修を実施する風潮が高まってきていると考えております。

今後ますます多くの企業に、この制度を御利用いただけるように、講座開催時やあらゆる機会をとらえて、紹介するなど、広報に努めています。

以上で、啓発に関する説明を終わらせていただきます。

○安藤座長

ありがとうございます。その次、教育のほうをお願いします。

○井上副室長

行財政局人材活性化推進室井上と申します。よろしくお願いします。

引き続きまして、京都市の職員に対する人権研修の部分について、御説明・御報告を申し上げたいと思います。

資料は、最後のページでございます。

資料右肩の資料 4 を御覧いただきたいと思います。

1 番の目的にありますように、「人権行政」の担い手となる職員の人権意識の高揚，それから，役割の自覚等を図るために，職員に対する人権研修というのを行っております。

これは，冒頭ありましたように，平成 17 年策定され，平成 22 年に改訂されました京都市人権文化推進計画，こちらにおきましても，人権施策の推進に当たっては，職員一人一人が，人権の尊重を基礎として行動することが厳しく求められているということから，不断に職員の研修に努めるということとしております。

また，2 の取組の 2 行目に書いてございますように，平成 21 年 3 月に策定いたしました「京都市人材活性化プラン」，こちらにおいて掲げました人権尊重の思想を基底においた行動をとれる，そういう職員を育成するという目的に実施をしているというものでございます。

具体的には，まず，（1）のセンター研修，いわゆる市長部局の職員を対象に各部署の垣根を越えた形で，アにありますように，若手職員，新規採用職員や採用 2 年目とそういう若い層をターゲットといたしました研修をしております。イでは，基本的人権について定めました日本国憲法の施行月であります 5 月，これを憲法月間，それから，8 月の人権強調月間，それから，世界人権宣言が採択されました 12 月の人権月間，これに併せまして，講座を実施しているということでございます。

そのほか，上に記載しましたように，民間企業の人権研修推進者等との合同研修会というのを開催しているということでございます。

次に，（2）局区等における研修推進月間の取組についてでございます。

先ほど申しましたように，憲法月間，それから，人権月間におきまして，すべての職員が参加するということを基本といたしました人権研修を，局それから区役所などの職場ごとに推進をいただいております。

最後に（3）局区等研修支援として，必要に応じまして，研修費用の財政的な支援を人材活性化推進室のほうから行っているということでございます。

最初の議題で、桑原委員のほうから、御質問を職員研修の絡みもあるのではないかとということでいただいたのでございますが、例の２－３６のナンバー１の歩道の段差の解消でありますとか、あるいは、交通の関係ですかね、トイレの改修とかという形で、質問いただきました。研修を進める立場といたしましては、人権文化というのは、憲法で保障しています基本的人権、これを尊重しようという風土、風土というのは文化ととらえまして、人権文化というような捉え方をしております。

したがいまして、例えば、トイレですと、御高齢の方、あるいは、怪我をされている方が使いづらいのではないかと、すべての人が、足のちょっと御不自由な方も含めまして、トイレで用を足せるようにという、そういういわゆる社会的弱者の視点を大切にして、行政運営を行っていかうと、そういう視点を持ちましようということで、人権文化の意識の高揚と、それから、職員としての役割の自覚、それから、そういう人権問題といたしますか、問題解決に向けた実践力の向上と、こういったことを図るためには、ＯＪＴといたしますか、職場研修ですね。オン・ザ・ジョブ・トレーニングの日常の取組の中で、進めていくことが重要であるというふうに考えております。

人材活性化推進室といたしましては、各所属での研修をより活性化し、より効果的な人材育成に向けて、局区等での研修の奨励、支援に重点を置いて、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

説明のほうは、以上でございます。よろしく申し上げます。

○安藤座長

はい、ありがとうございました。

御案内には大体２時間と書かれておりましたので、あと３０分ほど時間はあります。全部使わないといけないということもないんですけど、使っていけないこともないので、ただいまの後半部分の御報告に対して、御質問・御意見ありましたら、遠慮なくお願いしたいと思います。

はい、栗本委員。

○栗本委員

この度、こういったテーマが設定をされたことを非常にありがたく、ありがとうございます。

細かいことを言い出すと、いろいろあるんですけども、まず、市民啓発事業についてということなんですが、一つ目は、それこそ、この懇話会、市民の公募委員の方がいらっしゃるので、市からの説明ではなくて、市民の方が見られていて、京都市の人権啓発というのをどういうふうな印象を持って、見られているのかなというのが、私は、京都市市民という立場ではないので、ぜひ伺いたいなと思いました。

広報等個別冊子とか、こうされて、熱心にされているなというふうに思うんですけど、もっと、何かこう、市の市政、大阪市でいうと市政だよりとかそういう市の通常の広報の中に常に人権に対するメッセージがあるような形とか、あとそういう常に京都市というのは、人権に対して、どういうスタンスであるのかというような、市民の目から見てわかるようなメッセージの発信がされているのかなというふうなことをぜひ伺いたいなと思います。

もう一つ、市民啓発事業についてなんですが、ちょっと個別的な話になりますけれども、二つ目の人権ワークショップの開催というのが、年4回ありまして、これが、先ほどずっと御報告などを伺って、この冊子を拝見しますと、延べ60人ということですね。年4回で、市民対象が4回で延べ60人というのは、かなり少ない。企業啓発は10回で800人なんですよね。実績の数だけから見ても非常に弱い取組だなというふうに思います。それに加えて、個人的に、私は、やはり、人権啓発に関心があるので、ずっと注目をしているんですが、ほぼお決まりのように「和い輪いワークショップ」というふうな形で実施されていますよね。今の形式のワークショップが悪いというつもりは全くないんですけども、そのあたりどのように実施の後、評価をされて、参加者が少ないのであれば、てこ入れをするというふうなことをしていただいているのかなと、全然改善というか、どういうふうに工夫していただいているのか

見えないです。

仕事柄いろんな自治体の研修，市民対象の講座に伺うことがあります。はっきり言って，その動員で参加者を集められているようにも見えますが，そのときの創意工夫によって，かなり小規模な自治体でも全くの自主参加で30名を上回るような参加者をコンスタントに集められるような自治体もあるんですね。それと比して，延べで60名ということは，1回当たり15人ですよ，4回だから。というのは，ちょっと，京都市としては，考えていただきたいなというふうに思いました。

企業啓発は，すごく資料もわかりやすく熱心にされているなと思って，一番ショックだったのは，何と言っても，やはり，職員の人権研修ですね。これは，私としては，御報告いただいた人材活性化推進室というよりは，やはり，この会議を主催していらっしゃる人権文化推進課で，どういうふうな協議を，研修を実際に行われていらっしゃる人材活性化推進室となさっているのかなというのが，ちょっと疑問に思いました。そもそも，先ほども，この報告の冊子の中にもあったんですが，局ごとに取り組にばらつきがあるということは，どれだけ検証していても，やむを得ないことだと思うんですが，そもそもこの推進計画というのが，どのぐらい市役所などで，周知徹底されているのだろうか。実際のこの冊子のところにも事業として具体的に一番たくさんここに挙げられているのは，保健福祉局で，文化市民局の60を上回る98の事業というのをされているわけですが，それがどれだけ人権という視点で実施されているのか，福祉という枠組みでなくて，人権と関連しているものを挙げるのではなく，人権という観点から実施されている事業というのは，どのぐらいあるのだろうかというふうなことをもっと人権文化推進課がイニシアチブを取っていただきたいと思います。

それでいうと，人材活性化推進室がということになってくるとと思いますが，人権文化推進課が推進計画だけではなくて，もっといろんな広い視野に立った情報収集をどのようにされているのだろうか，具体的には，特に，行政の職員研修というのに関して言うならば，昨年，人権教育の中の世界計画というものが策定されているわけ

すが、その第2フェーズ、2010年度から2014年度の行動計画は、公務員が重点対象になっているんですね。幾つかの自治体では、それを受けて、人権啓発についての推進計画というのを策定しておられます。別に計画を1から策定しろというふうに言うつもりはないんですが、皆さんがどのぐらいそういった文章に目を通していて、なぜ今、国際的にも公務員への人権研修というのが重視されているのかというふうなことが、この報告からは全く見えてきません。

それで、ちょっとだけ紹介をしますと、行動計画の中で、地方自治体の職員の人権研修は、透明で説明責任があり、公共の参加を促進する政治的、基幹的プロセスを通じた職権行使などというよきガバナンスの視点から人権基準に焦点を当てるというふうなうたわれているんです。

人権意識の高揚や役割の自覚というのは、当たり前なんです。それより踏み込んだことというのを求められているわけで、それを人権文化推進課でイニシアチブを取って、本日御報告いただいたような人材活性化推進室に対して、もうちょっとこういう視点を入れてほしいということをアプローチすべきではないかと思います。個別の人権課題についての理解を深めるような研修だけでは特に行政職員への研修としては不十分です。具体的に言えば、この間、生活保護の問題について、いろんな報道がありました。そういうものがあつたのを受けて、残念ながら、つい二、三週間ほど前ですか、舞鶴のほうで実際に、妊娠中のシングルマザーが生活保護で、所持金が数百円しかない状態で、窓口に来たのに対し、それを拒否すると、今は、マスメディアを含めて厳しいんだから、そのお腹の子の父親と連絡がとれない限り、そこで、養ってもらえないという証明がとれないのだったら、生活保護受給できないというふうなことを言った窓口の職員の追い返しで、京都府から指導が入って、ちゃんと受給に至ったという経緯があるんですけれども、まさに基本的人権、健康で文化的な最低限の生活を行うための人権を守るための施策である生活保護というものを実施する窓口の職員が、人権、自分がその受給手続きを受けるということが、公権力の行使であるという自覚を

どれだけ持てているかということが大事だからこそ、国際的にもそういうことが言われているんですね。そういったことが京都市全体でも、ぜひ共有されてほしいし、そのイニシアチブをとるべきは、やはり、人権文化推進課だというふうに思うので、もうちょっと、今日は踏み込んだ報告、タイトルだけ見たら踏み込んだ報告があるのかなと思ったら、職員研修のところは1枚だけで、非常に残念な思いをしました。

ちょっと、いろいろまとまりがなくて、すみません。

○安藤座長

ありがとうございます。ほか何かございましたら。

桑原委員，どうぞ。

○桑原委員

一つは、企業を通してのCSRつまり企業に対してその社会的責任を自覚してもらって、その効果として働く人々へ人権啓発をするだけで足りるのかの問題と、それから、職員、公務員の方への人権啓発をする場合の内容の点と二つあるんです。

まず、日本の公務員の人権意識といいますか、理解について、批判をしたのは、国連の女子差別禁止条約の女子差別撤廃委員会によるのですね。日本の裁判官が、日本の批准した国際条約を判例の中に折り込んで、国民を十分に保護しているのか、ということの問題にしているということでありました。

それで、話変わるんですけど、職員の方は、私らも含めてですけども、人権文化推進を進めるについては、次のことを考える必要があると思います。

一つは、この人権文化推進懇話会が発足した経過と今日の違いです。懇話会の発足、これは1999年なんですね。1997年に人権擁護施策推進法ができた後、1999年に人権擁護推進審議会の審議の中で、重要な人権文化にとって課題となるカテゴリーを羅列したのですね。それに比べて、今日、どれだけ新しく重要課題が足されて、時代的な背景を配慮して、人権文化推進なり、人権意識を高めることを考えるべきなのかという点ですね。

1999年の審議会の報告書で重要課題として出てきたのは、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、エイズ感染症、それから、犯罪被害者、インターネット被害者の類型なんですよ。これは、今日の重要課題の類型の基本なんですよ。その後、何が追加されたのか、京都市の人権文化推進計画平成24年度事業計画を見ておきますと、ホームレス、性同一性障害者、婚外嫡子、ひとり親家庭、人身取引、これだけがつけ加えられたですね。

それで、まず、時代背景を考えて、この京都の今日における人権侵害の可能性のあるものなどを含めて、追加したらどうかというのが、私の問題提起でございます。

第二は、国際法上、1940年代のものまでさかのぼって、この懇話会も含めて、人権というものが国際的な背景を持っているということを再認識して重要課題を考える必要があると思います。

これは、一昨年、この懇話会に出された報告書の中に、最初に書かれております国連の経済的・社会的・文化的国際人権規約というのがございますけど、1979年でしたか日本政府が批准している。そして、その他、子どもの権利条約です。それから、女子差別禁止条約を押さえて、人権文化推進問題を語らねばならない。ですから、私が言う第2点は、国際的な観点を今日のレベルで読み替えて、京都市の人権文化の推進に、組み入れたらどうかということでございます。

三つ目にちょっとお話をさせていただきたいこと、それは市民委員に応募した理由にも関係致します。私は京都の河原町周辺で生まれまして、小・中・高は下賀茂、大学は百万辺あたりであります。その後、龍谷大学に十数年勤務しておりましたので、京都にかなり愛着を持ち、京都を身で感じている者でございます。

さて、それを前提にして、私が言いたいことは、新しい昨今の事態で人権文化を考えると、見逃すことができないのが災害なんですよ。自然災害、原発事故に、連動する災害であります。ところで、1999年に審議会が出された報告書と今日2012年の間には、大きな地震があったわけですよ。神戸ですか、それから北陸、新

湯でしたか、それで、今回、東北ですね。東北の場合は、福島原発事故が、災害としてついているわけでありまして、そういうことを踏まえたうえで、人権侵害があったのかどうか、今後の人権文化推進の内容として考えるときにきていると思います。

まず最初に、人権侵害が、従来あったものばかり、人権文化推進のための重要課題として、今までとらえてきたんですよ。障害者の問題、女性の問題、高齢者の問題などなど、いろいろありますね。だけど、自然災害プラス原子力災害がもたらす人権侵害問題を人権文化推進の重要課題として取り挙げてはこなかった。これをとり挙げて良いと考えます。具体的には、若狭湾岸には14ですかね、石川県の志賀原発入れれば、15の原発がありますよね。そのうち、地震が発生したら危険とされるものは、今三つ、志賀とそれから、現在の新聞に出ておるのは、敦賀原発ですよ。それから、大飯原発も敷地内に地震に関連する破砕帯があるかどうか、その調査が行われるようでありますけれども、そういう地震と津波が起こった時に、京都市民への人権侵害が将来起こり得ることを想定して、人権文化を考えてみるということでもあります。

従来、京都市人権文化推進懇話会報告書に書かれておるのは、過去に起こった事案を類型化したものであります。それに将来起こり得る災害による人権侵害事案を前提として、重要課題を追加してもいいのではないのかと思います。

第一に、震災と原発を頭に置いて考えてもらうには、実は、水質汚染と空気汚染というものを媒介として発生する人権侵害の可能性ですよ。琵琶湖が放射能で汚れて、水飲むのは京都人、汚染された空気は、京都盆地に停滞する。これは、将来起こってほしくないけど、万が一起こった場合、そういうときの人権侵害を人権文化推進の課題としてどのように考えたらいいかということでもあります。

それでは、もうあんまり時間ありませんので、簡単にまとめます。

ここで、健康権というものを人権侵害から守るカテゴリーとして、とらえたらどうかということでもあります。健康権につきましては、国際人権フォーラムという雑誌、昨年4月28日号に紹介で飲料水の衛生を基本的人権として、とらえるという宣言が

国連総会で採択されたというふうに書いてありました。そういう意味で、水質汚染と大気汚染を通して、侵害される京都市民の健康を守ることが人権文化の内容になるのかという問題提起が一つであります。

第二に、先ほどから、お話になっておることを聞いておりますと、結局のところ、人の尊厳を守ることが人権だということを皆さんお考えの上で、発言しておられるように思います。それは、世界人権宣言も含めて国連の文書にもあり、また日本の憲法も13条後段の幸福追求権ということで、人間として、その日常生活における尊厳を守られる権利があるということです。ですから、自然災害や若狭湾で原発災害があった場合に、京都市民の人間としての尊厳が侵害される可能性があるということで、災害被害者という新たな類型を京都市の人権文化推進の重要課題の一つとして加えることを考えることが出来ます。

三つ目にですね、プライバシーの権利の侵害ということが、震災や原子力災害が、もしあって、京都に影響があった場合に、起こりうると思います。これは、避難した場合、避難所でのプライバシーを守れないということがあります、守りにくい。それと、もう一つ、四つ目に、知る権利。これは、憲法21条で、表現の自由の中に入っているように、最高裁も言っていると思うんですけど、この京都市民の知る権利もまた、侵害されるおそれがあるのではないかと。福島原発事故に関連してSPEEDIという情報ツールが使われなかったことについて、報道されております。また、アメリカの軍用航空機が集めた福島原発が漏らしていた放射能の情報を日本政府に伝達されていたのに使えなかった。ところが、最近、大飯原発の3号機で発電機付きの冷却水タンクの水位低下に関する警報機、まあそれも、全部鳴ったんでしょうね。そういう情報が大飯原発の事務所には夜の9時ごろにあったのに、大飯原発に詰めている報道陣には翌日の朝8時ごろに初めて知らされた。つまり、遅れたわけですね。これは、国民と京都市民の知る権利という人権を大飯原発側は侵害したという問題かと思います。

第五として、災害が起これば、家は失われる、土地が失われる、これらは財産権の侵害。それから第六に、京都市民が自然災害、原発災害で仕事を失えば、憲法27条労働者の勤労権が侵害されたことになる。

第七に、集会結社の自由が侵害される危険があるという事例が、朝日新聞に載ってありました。これは、福井県の大飯町で第三セクターが運営する株式会社おおいで、社外の人が原発についての集会を開きたい、話し合い会を開きたいということで部屋の使用許可を申し出たときに、その第三セクター、これの使用を断ったという。これは、憲法で保障された集会結社の自由に対する侵害に当たるのかという問題提起をしていると思います。

第八に、子どもの教育を受ける権利と子どもに教育を受けさせる権利も、憲法で保障されていますが、それが災害によって侵害されます。学校へ通う道や校庭が放射能で汚染されて使えなくなった、等もその例です。

第九に、さらに、環境権という言葉が使われて、大気汚染の正常なのが、憲法25条による生存権の中に含まれているという考え方もあるわけです。

以上、いろいろと災害が発生すれば生まれる人権侵害の可能性を説明しましたが、やはり、これらの人権は京都市民の人間の尊厳を守るという観点で基本的人権を考え、それを人権文化として、つくり上げて、市民の中に浸透させるということがあってよいし、それが人権文化の推進となるということではないかと、私は思います。

最後に簡単に要約しますと、京都市の人権文化推進には、第一にその根拠として、日本国憲法その他、国連の宣言や条約に求めることが出来ること、第二に人権侵害の事実は、過去に起こった事実以外に、災害などにより将来起こりうる、想定される事も考慮して人権文化の内容を考えても良いこと、第三に、これらの人権侵害は、市民間で起ったり、企業が起こした場合みならず、京都市、国などの公共団体が、災害予防などで十分な対策を講じなかったことから生じたことも、含まれることであります。長く話してすみませんでした。

○安藤座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○高山委員

京都新聞の社会福祉事業団高山です。

実は、ちょっと先ほど出ました公務員の職権行使の部分での人権にちょっと触れた
いと思います。

私のほうは、実は、愛の奨学金といって、奨学金給付事業を行っております。

その中で、最近、生活保護の関連で、これ奨学金給付申請される方の中に、生活保
護を受けておられる方がおられます。これ、毎年、300件ほど申請がありまして、
そのうち、何十件かは生活保護を受けておられる方がおられますけれども、今年、そ
の中で急激に生活保護の方で申請数が15件ほど減りました。

その中の1人が電話で問い合わせてきた中の事象で、「ある福祉事務所で、京都市
内、この奨学金を受けると、子供の就学費が減らされる、削られるということと言わ
れました。それは、実際、そういうことなんですか。」というふうに、私のほうに問
い合わせがありました。それで、私のほうは、福祉事務所のほうに問い合わせまして、
実は、「そういうことは、一切、京都市のほうでは、ケースワーカーに指導したとか、
そういうことはございません。」とそういうお答えをいただいて、いろんな資料をい
ただき、それは、納得しました。安心しました。京都市の方針として、そうなってい
るのではないということはわかりましたし、今後も京都市のほうと担当課のほうと相
談しながら、やっていきましょうということで、大変、懇切丁寧な指導を受けまして、
相談に乗っていただきました。アドバイスいただきました。

ということで、それはいいんですけれども、京都新聞社会福祉事業団の奨学金、ど
こでもそうだと思うんですけれども、奨学金は生活保護、生活を支えるための給付で
はないと。これは、子供たち、つまり子供の権利にも関わってくるんですけれども、
子供たちが自立して、今の環境から何とか抜けられるように、そのための給付である。

例えばそれが、教科書代、参考書代、試験代、クラブ活動費、修学旅行、いろいろあると思うんですけれども、それに縛られない、つまり今度は、大学進学のために受験をしようかというときのためにも使っていただけるという、そういう幅広い使い道を考えておりますので、これから、また、ちょっと、多分、福祉事務所のほうにも、検証というか取材に入らせていただこうと思うんですけれども、大変、今現在、生活保護を厳格化といわれる、これはもちろん、不正受給とか、不適切なものの支給とかというのは、これはもう、もちろん、市民の立場から言いましても、改めていただきたいし、厳格化していただきたいと思うんですけれども、このあたり、実際、子供たちへの支給、こういうところは、ケースワーカーの方々にも人権という観点からも、職権行使、この辺、大変バランスというのは、難しいのかもしれませんが、人権という観点からも見ていっていただきたいと、こういうふうに思います。

○安藤座長

ありがとうございます。時間が大変迫ってきましたので、はい、表委員。

○表委員

一言だけ、先ほどの広報の話ですけれども、私、3年前にラジオに出させていただいて、それで、人権の、ジェンダーの話をしたんですけれども、その後、市民しんぶんにその1話が掲載されまして、ラジオのほうは余り反響がなかったのですが、市民新聞のほうは、すごく反響が大きくて、いろんな方から読みましたという御連絡をいただいたんです。それで、こういうパンフレットもいいのですが、いろんなところに配架されているということなんですが、インパクトが弱いのではないかと、それで、市民しんぶんは、すごく、広報の媒介としてどうして言われなかったのかなと思って、担当の人が違うんですか。そんなことはないですか。

それと、もう1点なんですけれども、私も新米でよくわからなかったんですが、こうこういう人権に関わる事業をしていますよといろんなところから御報告があるんですけれども、継続されている事業がずっと御報告あって、改善点は何かとか、そ

れから、新規事業，こういうことを工夫して，新規で事業を立ち上げました，そういう御説明があったら，よりわかりやすいのではないかなと思いました。

以上です。

○安藤座長

はい，ありがとうございます。

ちょっと，言い出しかけましたけど，時間がぼつぼつきましたので，私の意見も含めて，今まで出た御意見で，まとめさせていただきたいと思います。

一つは，やはり，余り言いたくないけど，人権文化推進課そのものがマンネリ化，事業がマンネリ化してしまっている。それが，京都市全体の人権文化施策のほうにある意味でマイナスに出ているのではないかと。ですから，時代とともに，いろんな人権問題が出てくる。それを，むしろ人権文化推進課が主体的にとらえて，各担当課にメッセージ，こういうことを考えたらどうですか，やったらどうですかということを積極的にやられたらどうですかと。

今の表委員が御指摘の市民しんぶんがそれだけ効果的と，これは，やっている事業のフォローアップをきっちりやれば，おのずとこう出てくることなんですね。それが恐らく今までの状況では，必ずしも理想的に動いていないということだろうと思います。

それから，もう一つは，世界全体国際的な人権についての動きというものが京都市の段階でどうかという。それは，遠慮することはないので，どんどん積極的に，人権文化推進の基本施策はあっても，それは絶対のものではないので，施策というものは，要するに現に生きてる市民，それから，将来の市民のために何が大切かという視点で動かされるべきである。国際ということでは，副座長の坂元委員は，国連の人権組織を改正して，人権理事会というのになってきました。この理事会にアドバイスをする諮問委員会の委員を現にもうなさっているので，ある意味で，私よりももっと敏感に感じてられるかと思いますけれども。先ほど，桑原委員の御発言です。日本の裁判官

悪いと、でも、個別にそういう意識はないと思うけれども、これは、戦後教育全体のものだけれど、日本国憲法が非常に完璧だから、そのもとで泣く泣く司法制度が動いていたら、もうそんな世界、ほかのことはもう許す、とんでもないです。これもおっしゃっていた知る権利、自分たちの判断で適正にできる限りは、我々、いろんなことを知る、京都市も頑張っていたきたいと、そういうものの上に立って、市民が判断し、京都市が動き、その中でも、市の担当部署が、ある意味で先頭を切っていただきたい。ある意味で、批判的に聞こえるかもしれませんが、我々は、もっと頑張っ
てほしいわけです。だから、こういうことを言っているのです、そういう意味で、先ほど来、この第2部について、出た御意見をぜひ将来活かしていただいて、ああなるほどと、我々が、もし、続けていけばそう思えるような方策を出していただけたらと思います。

ほかの委員、余り御発言なくても、心で思ってもらえると思いますので、これが、人権文化推進課のほうへいろんな形でお伝えいただければと思います。

取りあえず、マイクお返しします。

○西出局長

今の安藤座長のおまとめいただいた点、大変、重大な指摘だというふうに思います。

人権文化、今の施策をやっています。その中で、確かにどんぴしゃで真ん中をとらえる部分と、周辺から攻めていく部分と、各区局のどの中でも含めて、いろんな課がなかなか一つのものをびしっと決めていくというのは難しい。各担当でやっていく部分もあるので、人権文化推進課が主導していく部分と、特に、一番身近で専門的にそれぞれの所管課でやる部分と、両方うまく組み合わせながら、取り組んでいきたいというふうに思いますし、市民啓発でありますとか、職員研修、この辺は、やはり、総合的にやっていきたいというふうに思いますので、そういう部分で言うと、我々のところがもう少ししっかりやらなければというふうに思います。

それから、やはり、この施策の部分で言いますと、継続して、取り組んでいただく

というのは、なかなか浸透しない部分と、やはり、振り返って、やりながらやっていく部分と、それから、人権のカテゴリーにしても、やはり、いろんな形で広がっている部分、新たに出てきている部分もございますので、その辺を的確にとらまえながら、やっていきたいと思います。

それと、生活保護との関わりで言いますと、京都市で、運用でできる部分と、やはり、厚生労働省等で、一定の運用枠をはめていく部分というのは、ございますので、そのあたりとの関係は、少し、慎重にならざると得ないというのは、現状かと思います。

今、少し、新聞等で話題になっています扶養家族の範囲といいますか、子供がどこまで看るのかとか、そういったタレントのケースもどこかでやはり、すごいつながってくる話かなというふうに思いますし、そのあたりは、国の動向等、踏まえていかななくてはならないかなと。

それから、桑原委員から御指摘いただいた災害とのかかわり、これは、カテゴリーとして、とらまえるのか、あるいは、いろんな現象の発祥の場というふうにとらまえるのかは、とらまえ方いろいろあるかと思いますが。

一つは、例えば、福島から来られた方に対して、いろんな、いわれのない差別であったりとか、風評被害的なこととも含めて、あるというのが一つの新たなカテゴリーかもしれないというふうに思いますし、それを、継続的にとらまえるのか、今回の事例として、扱うかというのは、分かれるのかなと。

それと、知る権利とか、表現の自由とか、環境権とか、そういったあたりは、大きな意味で人権問題ではありますけれども、ちょっと扱いをどうするのかというのは、いろいろ検討していく必要があると、次の計画の議論も含めて、この場で御意見、頂戴できればなというふうに思います。

いずれにしましても、いろんな形で、不十分な点、まだ多々ございますし、我々も慎重に取り組んでいきたいというふうに思っております。引き続き、いろんな叱咤激

励含めまして、また、よろしくお願いしたいと思います。

○栗本委員

今のコメントね、生活保護のことね、国の動向を踏まえるというのは、もちろん行政としては当たり前なんですけど、高山委員がおっしゃった点で言えば、市としては、それで、奨学金の受給をその人があきらめていたとしたら、大変なことですよ。そっちに意識を向けてください。国の動向を踏まえるのは当たり前ですけども、そっち側に対して、言及がないことは非常にバランスを欠いていると思います。

○西出局長

わかりました。その辺は、少し、失礼しました。

○吉川部長

安藤先生、議事進行、どうもありがとうございました。

本日、たくさん御意見いただきました。今後の方針を人権行政、並びに我々職員の職権行使についても、人権感覚をさらに磨くという意識で頑張っていきたいなというふうに思います。今後とも、どうぞよろしくお願いいたしまして、本日の懇話会、これで終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。